

急傾斜地崩壊防止施設にかかる 日常管理のご協力のお願い

島根県
砂防課

急傾斜地崩壊対策事業は、がけ地に近接した区域において住民の生命を守るために実施される事業です。急傾斜地崩壊対策事業は、**島根県が土地所有者等に代わって**急傾斜地崩壊防止施設を設置し、工事完了後は点検や補修を行っております。

ただし、草刈りや排水路の清掃などの危険を伴わない範囲の**日常管理**については、工事前と同様に**地域住民の皆様に担っていただく必要があります。**

施設が機能を発揮するためには日常の維持管理が重要です。これにあたっては島根県・市町村だけでなく地域住民の皆様と一緒に事業を進めていくことが必要不可欠です。

施設が健全であること（日常管理含む）が、住民の皆様の生命を守ることにつながります。

ご自身の生命を守るため、ご理解とご協力をお願いします。

また、施設の破損等を発見された場合は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【日常管理（地域の皆様）：草刈り】



【日常管理（地域の皆様）：水路清掃】



日常管理をしないと・・・

施設の機能が十分に発揮されない恐れがあります！
水が溢れて家屋へ浸水する恐れがあります！



【施設点検（県）】



【施設補修（県）】



補修前（網破損、錆）

補修後

急傾斜地崩壊対策事業の概要（参考）

※

急傾斜地法において、急傾斜地の所有者等は急傾斜地の崩壊による被害を除去し、または軽減するために必要な措置を講ずるように努めなければならないと定められています。

一方、急傾斜地崩壊対策事業は多額の費用と高度な技術力を必要とするため、**島根県が所有者等に代わって事業を実施しています。**

また、急傾斜地崩壊対策事業は、斜面対策を行うことで利益を得る人が限定されることから、急傾斜地法及び地方財政法に基づき市町村から受益者負担率に応じた金額を徴収しています。なお、市町村は条例等に基づき、住民の皆様から負担金を徴収します。（該当する市町村のみ）

※急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

【お問い合わせ先】

■詳しくは市町村又は管轄する各県土整備事務所へご相談ください

■記載内容について：島根県砂防課 傾斜地保全係 TEL 0852-22-5378